

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マレーシア	海上警備強化機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と マレーシア政府との間の交換公 文	海上警備強化機材整備計画を実施する ために必要な 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	473,000千円 H21.124まで	H20.125 ブトラジャ ヤヤで (同日)	日本側 堀江正彦在マレー シア大使 タン・スリ ・ラスタム・モハヤド・ イサ外務次官	H20.2.7 87号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。